

ご遺族サポート ブック

河内長野市

ご遺族の方が行っていただく各種手続きについて掲載していますので、ぜひご利用ください。

<死亡届と葬儀について>

本来死亡届は届出人がすることになっていますが、多くの場合、葬儀業者が死亡届の届出と火葬手続きを「使者」として代行します。葬儀業者を通して葬儀を行った場合、死亡届の届出や火葬手続きは済んでいるとお考えください。
※詳細は葬儀業者にご確認ください。

ご遺族サポート窓口

ご遺族の方へ死亡届を提出された後の各種手続きをご案内し市役所内で必要な申請・届出をワンストップで受付します。

ご遺族サポート窓口は予約制です 予約は、オンライン予約をご利用ください。

下記URLからアクセス、またはスマートフォン等で二次元コードを読み込んで詳細をご入力ください。

専用サイト「ご遺族サポート窓口のご案内」

スマホで簡単申込

URL ▶ <https://logoform.jp/form/k8Zt/329476>

予約受付時間 24時間受付可能 予約は、来庁希望日の2開庁日前までにお申し込みください。



予約当日は、市民窓口課窓口へ直接お越しください

※内容によっては、全ての手続きが一度で終わらない場合もあります。 ※電話でのご予約も可能です。下記までご連絡ください。

令和7年度版 河内長野市役所 Tel.0721-53-1111(代表)



マチレット

マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

令和7年8月発行 発行:河内長野市
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

**相談
無料**

**見積
無料**

**関西全域
対応**

お一人おひとりのニーズに合わせたサポートを
この度は心からお悔やみ申し上げます。故人への想いがまだ整理できていない中、期限のある様々な手続きに追われ、気にかけても『おうちのお片付けは後回し』という方も多いのではないのでしょうか。そんなときは、私たち専門業者にお任せください。当社では、**遺品整理**をはじめ**不要品買取・解体**まで行っております。皆様が安心してご依頼いただけるよう、誠心誠意対応いたします。



建物解体



不要品買取



遺品整理



YAMAKOHでお力になれること

- 感情が溢れ、一人で片付けられない
- 遠方に住んでいて手を付ける暇がない

- 不要なものって現金化できないかな？
- どんな物が売れるのかわからない

- 古い家なので取り壊したい
- もう誰も住まないで更地にしたい

お気持ちに寄りそう

遺品整理

故人の思い出が詰まった大切な品々を、一つひとつ丁寧にまごころ込めてお片付けいたします。



お片付けと併せてできる

不要品買取

ご遺族の負担が少しでも軽減できるよう、お片付けの際に出た不要品の買取も承ります。



一部・内装のみも可能

建物解体

安心・信頼・安全第一をモットーに、費用面にも環境にも最大限配慮した解体を行っています。



遺品整理 だけ 不用品買取 だけ 遺品整理 から解体まで など、どんなご依頼でも承ります!

※品物によっては買取できないものもございます

建築に関わることなら、どんなことでもお気軽にご相談ください



株式会社 YAMAKOH

☎06-6628-5970

[営業時間]8:00~17:00 [定休日]日・祝 ※現場に準ずる

〒546-0031 大阪府大阪市東住吉区田辺3-19-4
[FAX]06-6628-5975 [URL]https://yama-koh.jp/



市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したらチェック☑をしましょう。

	担当課	窓口 番号	チ ェ ッ ク	↓ お亡くなりになった方が下記に該当する場合は手続きが必要です	参 照 ペ ー ジ
住 基 関 係	市民窓口課	4	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	2
			<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード(通知カード)または住基カードがある	2
			<input type="checkbox"/>	戸籍(除籍)謄本・抄本が必要	2
			<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなった	2
			<input type="checkbox"/>	河内長野市ナンバーの原動機付自転車等(排気量125cc以下)を所有していた	3
年 金		5	<input type="checkbox"/>	年金の案内(加入中もしくは加入履歴があり受給前の場合)	3
			<input type="checkbox"/>	年金の案内(受給中の場合)	3
保 険	保険医療課	6	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた、または加入者がいる世帯の世帯主であった	4
		7	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	4
医 療 費 助 成	保険医療課	8	<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成対象の保護者であった(親等の死亡)	5
			<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成・ひとり親家庭医療費助成対象の児童であった(子どもの死亡)	5
			<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療費助成を受けていた	5
介 護	介護保険課	10	<input type="checkbox"/>	65歳以上の方または介護認定を受けていた	6
子 ど も	こどもまんな課	12	<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等に入所していた(児童の死亡)	6
			<input type="checkbox"/>	保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等に入所していた児童の世帯員であった	6
			<input type="checkbox"/>	児童手当もしくは児童扶養手当、特別児童扶養手当の対象者であった(児童の死亡)	7
			<input type="checkbox"/>	児童手当もしくは児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給していた(受給者の死亡)	7
障 が い	くらしサポート 第2課	14	<input type="checkbox"/>	自立支援医療(精神通院医療)受給者証を持っていた	8
			<input type="checkbox"/>	障がい者扶養共済の加入者(障がいのある方の扶養者もしくは障がい者であった)	8
			<input type="checkbox"/>	下記いずれかの手当を受給していた <特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当(経過的措置)・ 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度(介護対象者もしくは介護者の方)>	8
			<input type="checkbox"/>	重度障がい者タクシー助成券を利用していた	9
			<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等がある	9
税 金	税務課	2階	<input type="checkbox"/>	市・府民税が課税されていた	9
			<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた	9
			<input type="checkbox"/>	未登記家屋を所有していた	10
			<input type="checkbox"/>	河内長野市税を故人の口座から口座振替で納税していた	10
農 地	農業委員会事務局	7階	<input type="checkbox"/>	故人が農地を所有または小作していた	10
森 林	自然資本活用課	5階	<input type="checkbox"/>	故人が森林を所有していた	10
水 道	水道料金センター	6階	<input type="checkbox"/>	故人が水道料金の名義人であった	10

市民窓口課での手続き詳細

印鑑登録証の返却

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返却いただきます。

持ち物

- 故人の印鑑登録証

手続き窓口

- 市民窓口課 4番窓口

備考

- ▶ 死亡届後、住民票が消除されると自動的に廃止となります

マイナンバーカード・通知カード・住基カード返納

故人のマイナンバーカード、通知カードは返納する必要はありません。住基カード(住民基本台帳カード)をお持ちの方は返納いただきます。死亡届後、住民票が消除されるとマイナンバーカード、住基カードは自動的に廃止になります。

持ち物

- 住基カード
(住民基本台帳カード)

手続き窓口

- 市民窓口課 4番窓口

備考

- ▶ 故人の住民票除票にマイナンバーは記載されません

戸籍(除籍)の請求

諸手続きで、戸籍(除籍)が必要となり、謄本もしくは抄本を請求する場合

持ち物

- 請求者の本人確認書類
(運転免許証等)

留意事項

- ▶ 戸籍の記載には時間がかかります。死亡届提出後、10日から2週間経過後になります
- ▶ 戸籍謄本・除籍謄本については、本籍地が遠隔にある方も本市の市民窓口課窓口で請求できるようになりました。但し、請求できる方は、本人・配偶者・直系尊属・直系卑属に限られます。
- ▶ 戸籍抄本等を請求される場合は、本籍地のある市区町村に請求ください。
- ▶ 詳しくは、市民窓口課までお問い合わせください。

手続き窓口

- 市民窓口課 4番窓口

世帯主変更について

故人が世帯主であった場合でご遺族に他の世帯員がいらっしゃる場合は、以下のような順位で自動的に世帯主に変更されます。

- 1.(世帯主であった)故人の配偶者
 - 2.(世帯主であった)故人の子
- ただし、子が複数名の場合は年齢が一番高い方(原則)

この順位通りの世帯主変更である場合は、変更の手続きは不要です。

この順位とは異なる世帯員を世帯主とする場合は変更届が必要となります。

(例:配偶者はいるが、子を世帯主とする場合など)

手続き窓口

- 市民窓口課 4番窓口

原動機付自転車等の名義変更・廃車手続き

故人が河内長野市ナンバーの原動機付自転車等(排気量125cc以下のバイク)を所有されていた場合、下記のいずれかの手続きが必要となります。

手続きと持ち物

●名義変更

- 申告済証または車台番号の石ずり(※)
- 本人確認書類

●廃車手続き

- 申告済証または車台番号の石ずり(※)
- 本人確認書類
- ナンバープレート

(※)車台番号の石ずりとは、うすい紙を原動機付自転車等の車台番号の上にあてて鉛筆でこすることにより車台番号を写し取った紙のことです。

手続き窓口

- 市民窓口課 4番窓口

期限

- ▶法定期限はないですが下記備考のとおり注意が必要です

備考

- ▶4月1日までに廃車手続きをしない場合、課税され相続人に納税義務が生じます

年金の案内(加入中もしくは加入履歴があり受給前の場合)

故人が年金制度に加入中等で年金を受給していなかった場合、ご遺族に死亡一時金等が支給される場合があります。加入履歴・ご遺族の状況により必要な手続き・手続き先は異なります。基礎年金番号により、日本年金機構にて手続き先等の確認をしてご案内します。共済組合加入中の方は、各共済組合でご確認ください。なお、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の請求については、市役所で手続きできます。

持ち物

- 故人の基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金保険料納付書、免除結果通知書など)
- ※実際の手続きに必要な書類は状況により異なりますので、相談時にご案内します。

相談窓口

- 市民窓口課 5番窓口

期限

- ▶遺族基礎年金・寡婦年金: 5年を経過した分は時効
- ▶死亡一時金: 2年以内

備考

- ▶日本年金機構
天王寺年金事務所
☎06-6772-7531(代)
- ▶ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
(☎03-6700-1165)

年金の案内(受給中の場合)

故人が年金を受給しており、ご遺族が一定の要件に該当する場合、未支給年金や遺族年金の手続きができる場合があります。受給されていた年金の種別・ご遺族の状況により、手続き先・必要なものは異なります。基礎年金番号により、日本年金機構にて手続き先等の確認をしてご案内します。共済年金の方は、各共済組合で確認の必要がある場合があります。なお、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金のみを受給していた場合の未支給年金の請求は、市役所で手続きできます。

持ち物

- 故人の基礎年金番号がわかるもの(年金証書、年金振込額決定通知書など)
- ※実際の手続きに必要な書類は状況により異なりますので、相談時にご案内します。

相談窓口

- 市民窓口課 5番窓口

期限

- ▶未支給年金
5年以内

備考

- ▶日本年金機構
天王寺年金事務所
☎06-6772-7531(代)
- ▶ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
(☎03-6700-1165)

保険医療課での手続き詳細

国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者もしくは加入者がいる世帯の世帯主であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 故人の保険証及び各種認定証の返還
 - 保険証・資格確認書
 - 高齢受給者証(70歳以上)
 - 限度額認定証・特定疾病療養受療証(対象者のみ)
 - 医療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
 - 領収書原本(故人・喪主が各フルネームで記載されたもの)※「葬儀執行証明書」または「請求書+振込明細書」でも可
 - 振込先の口座情報がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカード)
- 送付先申請
- 世帯主変更(区分変更)
 - 同一世帯員の保険証・資格確認書(全員分)
 - 同一世帯員の高齢受給者証(70歳以上)
 - 同一世帯員の限度額認定証・特定疾病療養受療証

手続き窓口

- 保険医療課 6番窓口
8番窓口

期限

- ▶ 葬祭費の支給申請
葬祭日の翌日から2年以内
- ▶ 葬祭費の支給申請以外の
手続き
死亡後速やかに

令和6年12月2日をもって保険証の発行が廃止されたため、人によりお持ちの証が異なる場合があります。ご不明な点はおたずねください。

後期高齢者医療の手続き

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 故人の保険証及び各種認定証の返還
 - 保険証・資格確認書
 - 限度額認定証・特定疾病療養受療証(対象者のみ)
 - 医療証(対象者のみ)
- 葬祭費の支給申請
 - 領収書原本(故人・喪主が各フルネームで記載されたもの)※「葬儀執行証明書」または「請求書+振込明細書」でも可
 - 振込先の口座情報がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカード)
- 高額療養費等の振込先変更(相続人のみ変更可能)
 - 申請者の本人確認書類
(顔写真付きの官公庁発行のもの。運転免許証等)
 - 振込先の口座情報がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカード)
- 送付先申請
 - 申請者の本人確認書類
(顔写真付きの官公庁発行のもの。運転免許証等)
- 故人が世帯主で世帯員に国民健康保険の方がいる場合
 - 同一世帯員の国民健康保険証・資格確認書(全員分)
 - 同一世帯員の高齢受給者証(70歳以上)
 - 同一世帯員の限度額認定証・特定疾病療養受療証

手続き窓口

- 保険医療課 7番窓口
8番窓口

期限

- ▶ 葬祭費の支給申請
葬祭日の翌日から2年以内
- ▶ 葬祭費の支給申請以外の
手続き
死亡後速やかに

令和6年12月2日をもって保険証の発行が廃止されたため、人によりお持ちの証が異なる場合があります。ご不明な点はおたずねください。

子ども医療費助成等の手続き(親等死亡)

故人が下記の医療費助成対象の子の保護者であった場合、「保護者の変更」等の手続きが必要となります。

- 子ども医療費助成
- ひとり親家庭医療費助成

手続きと持ち物

- 保護者の変更
 - 各医療証
 - お子様の健康保険証・資格確認書
- 医療証の変更(子ども医療証からひとり親家庭医療証に変更の場合)
 - 助成対象者の健康保険証・資格確認書

手続き窓口

- 保険医療課 8番窓口

期限

- ▶原則14日(14日過ぎても受付可)

子ども医療費助成等の手続き(子ども死亡)

故人が下記の医療費助成対象の子どもであった場合、それぞれ手続きが必要となります。

- 子ども医療費助成
- ひとり親家庭医療費助成

手続きと持ち物

- 医療証の返還
 - 各医療証

手続き窓口

- 保険医療課 8番窓口

期限

- ▶原則14日(14日過ぎても受付可)

重度障がい者医療費助成の手続き

故人が重度障がい者医療費助成を受けていた場合、手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 医療証の返還
- 振込口座の変更(必要な場合)
 - 各医療証
 - 相続人の口座情報がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカード)
 - 相続人の本人確認書類
(顔写真付きの官公庁発行のもの。運転免許証等)

手続き窓口

- 保険医療課 8番窓口

期限

- ▶原則14日(14日過ぎても受付可)

介護保険課・こどもまんなな課での手続き詳細

介護保険の手続き

故人が65歳以上の方または介護認定を受けていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続きと持ち物

- 介護保険被保険者証等の返還
 - 被保険者証
 - 負担割合証及び負担限度額認定証(対象者のみ)
- 高額介護サービス費等の振込口座の変更(対象者のみ)
 - 振込先口座(相続人)がわかるもの
- 介護保険料の精算の案内
- 介護認定申請中の確認(対象者のみ)
- 介護保険関係書類送付先変更届(対象者のみ)

手続き窓口

- 介護保険課 10番窓口

期限

- ▶ 介護保険料の精算
時効は2年
- ▶ 上記その他の手続き
速やかに

保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の手続き(児童の死亡)

故人が保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等に入所している児童であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

- 退所手続き
- 教育・保育給付認定の取下げ
- 施設等利用給付認定の取下げ

手続き窓口

- こどもまんなな課 12番窓口

期限

- ▶ 速やかに

保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等の手続き(世帯員の死亡)

故人が保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設等に入所している児童と世帯を同じくしている方の場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

- 教育・保育給付認定の変更
- 施設等利用給付認定の変更

手続き窓口

- こどもまんなな課 12番窓口

期限

- ▶ 速やかに

児童手当等の手続き

支給対象となっていた児童が亡くなった場合、資格喪失届または額改定の届出が必要となります。手当を受給していた方が亡くなった場合、それぞれ手続きと持ち物が必要となります。

亡くなられた受給者の配偶者の方は、児童扶養手当を受給できる場合があります。詳しくは、こどもまんな課へお問い合わせください。

児童手当を受給の方

手続きと持ち物

- 支給事由消滅届(または額改定届)
 - 未支払手当請求(未支払の手当がある場合)
 - 支給対象児童の振込口座がわかるもの
 - 認定請求
 - 請求者名義人の振込口座がわかるもの
- ※その他個々の状況により別途書類が必要になる場合あり

児童扶養手当を受給の方

手続きと持ち物

- 資格喪失届(または額改定届)
- 受給者死亡届
- 未支払手当請求
 - 支給対象児童の振込口座がわかるもの(未支払の手当がある場合)

特別児童扶養手当を受給の方

手続きと持ち物

- 資格喪失届(または額改定届)
 - 未支払手当請求(未支払の手当がある場合)
 - 支給対象児童の振込口座情報がわかるもの
 - 認定請求
 - 請求者名義人の振込口座がわかるもの
 - 請求者と児童の戸籍証明(戸籍謄本)
- ※その他個々の状況により別途書類が必要になる場合あり

手続き窓口

- こどもまんな課 12番窓口

期限

児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払の手当は支給対象児童の口座への支払いとなります。受給者を変更する場合は当月中に手続きをすれば翌月分から支給されます。

ただし、受給者が月末に亡くなられ、手続きが翌月にまたがる場合、受給者が亡くなった日の翌日から15日以内に手続きをすれば翌月から支給されます。

くらしサポート第2課での手続き詳細

自立支援医療(精神通院医療)受給者証の返却

故人が自立支援医療(精神通院医療)受給者証を所持されていた場合、受給者証返還届の手続きが必要です。

持ち物

- 自立支援医療(精神通院医療)受給者証

手続き窓口

- くらしサポート第2課 14番窓口 交付グループ

障がい者扶養共済の手続き

故人が障がい者扶養共済の加入者(障がいのある方の保護者)もしくは障がい者であった場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

故人が加入者(障がいのある方を扶養)であった

●支給金請求

- 死亡診断書もしくは死体検案書原本 加入者の住民票(除票)
- 障がい者の住民票 年金管理者の住民票
- 加入証書 振込口座の通帳(見開き)のコピー

故人が心身障がい者であった

●弔慰金申請

- 加入者の住民票 障がい者の住民票(除票) 加入証書
- 振込口座の通帳(見開き)のコピー

故人が扶養共済年金受給者であった

●支給金の停止

- 障がい者(年金受給者)の住民票(除票)

手続き窓口

- くらしサポート第2課
14番窓口 交付グループ

期限

- ▶死亡後直ちに

特別障がい者手当等の手続き

故人が下記いずれかの受給をしていた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当(経過的措置)

●死亡届

- 相続人の振込口座の通帳(見開き)のコピー
(未支払い手当がある場合)

大阪府重度障がい者在宅生活応援制度

●受給資格者等異動届

- 相続人の振込口座の通帳(見開き)のコピー
(未支払い手当がある場合)

手続き窓口

- くらしサポート第2課
14番窓口 交付グループ

期限

- ▶特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当(経過的措置)
死亡を証する書類を添えて
14日以内
- ▶大阪府重度障がい者在宅生活応援制度
死亡後14日以内

相続

河内長野市の皆様に寄り添い 信頼できる相続サポートを

ご家族を亡くされた
皆様へ

悲しみの中で、多くの手続きを進めることは決して容易ではありません。心を込めて相続手続きをお手伝いいたしますので、専門家に一度ご相談ください。

税理士の西 和弘です

私は20年以上税理士としてのキャリアを持ち、相続・贈与・事業承継・融資・生命保険に関する業務にも多数の実績があります。幼少期から学生時代までを河内長野市で過ごし、河内長野市と深いつながりがあるため、少しでも地元の皆様のお役に立てればと思います。



当事務所では、お客様に
「3つのお約束」をいたします

- 1 必ず税理士である私が直接対応します
- 2 できるだけ専門用語を使わず、わかりやすく説明します
- 3 料金を明瞭に事前提示します

当事務所でお手伝いできること

遺族の皆様が直面する、相続に関するさまざまなご相談について、他土業と連携しながらワンストップで対応いたします



税務相談および 申告代行

財産評価や相続に伴う相続税や所得税の申告手続きを代行します。生前贈与のご相談もお任せください。



遺産相続手続き サポート

遺言書の確認や遺産分割協議書の作成など、相続に関する一連の手続きをサポートします。



事業承継

事業を次の世代へスムーズに引き継ぐサポートをいたします。

その他経営・財務に関するご相談も承ります

詳しいご相談やお問合せは、お電話または
ウェブサイトからお気軽にご連絡ください

西和弘税理士事務所

〒590-0079 堺市堺区新町5番32号 新町ビル501号室

電車の場合 | 南海高野線・堺東駅下車、南へ徒歩5分。
府道30号線(通称13号線)「新町」交差点を西へ入りすぐ。
車の場合 | 阪神高速堺線「堺出口」から2分。

初回相談無料【要予約】

☎072-247-8347

平日 9:30~19:00、土曜 9:30~15:00 (日祝定休、土曜不定休)

FAX▶072-247-8447 E-mail▶nishi-zeirishi@nifty.com

西和弘税理士事務所

検索



重度障がい者タクシー助成券の返還

故人が重度障がい者タクシー助成券を利用していた場合、返還の手続きが必要となります。

持ち物

- 未使用分のタクシー助成券

手続き窓口

- 暮らしサポート第2課
14番窓口 交付グループ

期限

- ▶ 死亡後直ちに

障がい者手帳等の返却

故人が下記いずれかの手帳を所持されていた場合、返還の手続きが必要となります。

- 身体障がい者手帳 ● 療育手帳 ● 精神障がい者保健福祉手帳

持ち物

- 返還する手帳

手続き窓口

- 暮らしサポート第2課 14番窓口 交付グループ

税務課・その他の手続き詳細

市・府民税の手続き

故人に市・府民税が課税されていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 市税に関する相続人代表者
指定届出書の提出
- 本人確認書類

手続き窓口

- 2階 税務課 市民税グループ

期限

- ▶ 法定期限はないが相続人代表者指定届出書の提出が無い場合、市で代表者を指定する場合があります

固定資産税の手続き

故人が固定資産を所有されていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 市税に関する相続人代表者
指定届出書の提出
- 本人確認書類
- ※ 固定資産税を口座振替で納付していた場合、納付方法に変更が生じますので、お問い合わせください。

手続き窓口

- 2階 税務課
固定資産税グループ

期限

- ▶ 法定期限はないが相続人代表者指定届出書の提出が無い場合、市で代表者を指定する場合があります

未登記家屋の名義変更

故人が未登記家屋を所有されていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 未登記家屋の名義変更
- 相続人や相続の内容がわかる書類(戸籍謄本又は法定相続情報一覧図、遺言書、遺産分割協議書など)

手続き窓口

- 2階 税務課
固定資産税グループ

備考

- ▶既に登記されている固定資産の名義変更については「法務局」へお問合せください

期限

- ▶相続人が決まり次第速やかに

納税に関する手続き

市税を故人の口座で口座振替納付していた場合、下記のいずれかの手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 口座変更または廃止
- 納税通知書 □ 本人確認書類
- 口座変更の場合は上記に加え、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要です)

手続き窓口

- 2階 税務課 税制グループ

農地・森林の名義変更

故人が農地、または森林を所有されていた、もしくは、所有農地以外で小作していた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

- 農地の権利取得の届出／小作権の相続継承の届出
- 森林の土地の所有者届出書

手続き窓口

- 農地:7階 農業委員会事務局
- 森林:5階 自然資本活用課
林政グループ

持ち物

- 森林 ※地域森林計画の対象となっている森林のみ
- 森林の土地の位置を示す図面
- 森林の土地の登記事項証明書など権利を取得したことが分かる書類

期限

- ▶農地:相続登記完了後、遅滞なく届け出てください。
- ▶森林:土地の所有者となった日から90日以内

水道に関する手続き

水道の名義人が故人の場合や水道料金を故人の口座から口座振替していた場合、下記のいずれかの手続きが必要となります。

手続きと持ち物

- 名義変更または閉栓
- 印鑑(口座を変更の場合は届出印と口座情報がわかるもの)

手続き窓口

- 6階 水道料金センター
☎0721-53-6621

一般的な公的機関(市役所以外)での手続き

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したらチェック☑をしましょう。手続き詳細は各手続き先機関へご確認ください。

	手続き対象	主な手続き	必要なもの	手続き先	チェック
年金	厚生年金等	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	直接お問合せください	天王寺年金事務所 (☎06-6772-7531)	<input type="checkbox"/>
	共済年金のみ	未支給年金の請求 遺族年金の請求	直接お問合せください	各共済組合	<input type="checkbox"/>
自動車・バイク	普通自動車 二輪車(125cc超)	自動車税	直接お問合せください	大阪自動車税事務所 和泉分室(☎0725-41-1327)	<input type="checkbox"/>
		廃車・名義変更・住所変更	直接お問合せください	近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (☎050-5540-2060)	<input type="checkbox"/>
	軽自動車 (三輪以上の軽自動車)	廃車・名義変更・住所変更	直接お問合せください	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (☎050-3816-1842)	<input type="checkbox"/>
不動産	土地・家屋	所有権移転登記	直接お問合せください	大阪法務局 富田林支局 (☎0721-23-2432)	<input type="checkbox"/>
税金	国税関係	相続税手続 所得税(準確定申告)・ 消費税申告手続		大阪国税局 富田林税務署 (☎0721-24-3281)	<input type="checkbox"/>
保険	各種健康保険 (河内長野市国保、 後期高齢者医療以外)	資格喪失 (家族)埋葬料、葬祭費(料) 高額療養費		各健康保険 (共済組合、協会けんぽ、 国保組合、船員保険組合含む)	<input type="checkbox"/>
	雇用保険	雇用保険被保険者証の返納 未支給失業等給付の支給手続		ハローワーク河内長野 (☎0721-53-3081)	<input type="checkbox"/>
	労災保険 (業務上事由の死亡の場合)	葬祭料・遺族(補填)給付		羽曳野労働基準監督署 (☎072-942-1309)	<input type="checkbox"/>
その他	運転免許証	返納		河内長野警察署 (☎0721-54-1234)	<input type="checkbox"/>
	特別永住者証 在留カード	返納		大阪出入国在留管理局 (☎06-4703-2115)	<input type="checkbox"/>
	遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の 住所地の家庭裁判所 ・遺言原本 ・申立人の戸籍謄本 ・遺言者の除籍謄本		
	相続放棄	相続放棄の申立	申立先は、被相続人の 住所地の家庭裁判所 ※相続を知った日から 3か月以内 相続放棄には2種類あり ・相続放棄 ・限定承認 (引継いだ財産の範囲内で 負債も含めて相続※相続 人全員の合意が必要)	大阪家庭裁判所 堺支部 (☎072-223-7001) ※被相続人の住所が 河内長野市であった場合	<input type="checkbox"/>

一般的な民間企業での手続き

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したらチェック☑をしましょう。手続き詳細は各手続き先機関へご確認ください。

	手続き	主な手続き	問合せ・手続き先	チェック
金融	生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求	加入していた生命保険会社 または保険代理店	<input type="checkbox"/>
	損害保険等	名義変更・解約	加入していた損害保険会社 または代理店	<input type="checkbox"/>
	預貯金口座等	口座凍結手続	各金融機関	<input type="checkbox"/>
	株式等	名義変更	各証券会社	<input type="checkbox"/>
	クレジットカード	解約	各カード会社	<input type="checkbox"/>
通信	固定電話	契約承継・解約	各契約会社 NTT西日本の場合:局番なしの「☎116」	<input type="checkbox"/>
	携帯電話・プロバイダー	名義変更・解約	各通信会社	<input type="checkbox"/>
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	各運営会社	<input type="checkbox"/>
光熱費	電気・ガス	名義変更・解約	関西電力コールセンター (☎0800-777-8810) 大阪ガスお客様センター (☎0120-3-94817) 河内長野ガス (☎0120-53-0012)	<input type="checkbox"/>

委任状の書き方

委任状は、すべて委任者様ご本人がご記入ください(代理人様記入不可)

※戸籍謄本等の広域交付では、代理人請求や第三者請求はできませんので、ご注意ください。

委任状

私は、(代理人様の住所を委任者様をご記入ください)

(代理人様の氏名フルネームを委任者様をご記入ください)を

代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

(例)

世帯全員か世帯一部か
必ずご記入ください。

②ご記入がない場合、
委任者様個人(一部)の
住民票しか交付できません。

世帯全員の住民票の取得 1通

(続柄 本籍地 個人番号必要)

必要枚数もご記入ください。

戸籍謄本 1通

住民票・戸籍の必要記載事項は
必ずご記入ください。

・世帯主及び続柄
・本籍地及び筆頭者
・個人番号(マイナンバー)
・外国人のみの項目

戸籍の委任事項は右ページを参考にしてください。

令和●●年●●月●●日

委任した日をご記入ください。

③来庁日より先の未来日では受け付けできません。

申請日と大幅に差がある場合は、お断りする場合がございます。ご了承ください。

委任者 住所(委任者様の住所をご記入ください)

氏名(委任者様の氏名をご記入ください)

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

委任状の注意事項

- 全ての項目を委任者様(依頼する者)が自筆で記入、記名してください。
※代理人様が記入して持参した場合は受付できません。
(委任者様のご病気等でどうしても委任状をかくことができない場合は窓口にてご相談ください。)
- 消えるボールペン、鉛筆等消えるものは使用しないでください。
- 住所・氏名は正確にご記入ください。
※正確に記入されていない場合はお渡しできません。
- 委任状に記入のない項目は発行できませんのでご注意ください。
- 上記項目以外でも不備があると判断した場合は発行できない場合がありますので、ご了承ください。
- 受付時、確認のため委任者様に電話させていただく場合があります。

戸籍の委任事項例

※申請書に本籍地・筆頭者が正確に記入されていないと発行することができません。

- 戸籍全部事項証明(戸籍謄本)の取得
- 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)の取得
()のもの
○ (河内太郎)のもの
- 除籍(原戸籍)全部事項証明(除籍(原戸籍)謄本)の取得
- 除籍(原戸籍)一部事項証明(除籍(原戸籍)抄本)の取得
()の()から()までのものすべて
○ (河内太郎)の(出生)から(死亡)までのものすべて
- 戸籍の附票の取得(本籍入りか本籍無しかご記入ください)

あなたの大切な方の遺品を まごころこめて整理します



遺品とは

遺品とは亡くなった方の「身の回りのもの」・「日常にお使いになっていたもの」
「家族のために遺した財産」など、その人にゆかりのあるものすべてを指します。

何かと慌ただしくて、
遺品整理する時間が
とれない…



家族だけで
遺品整理をするのは
精神的・肉体的に
きつい…



そんなお悩みのある方は、
ぜひ株式会社Sunny GROUPに
お任せください。

当社は、一つひとつのご遺品にしっかりと向き合い、
その想いによりそったサービスを提供いたします。

「亡くなられた方の
大切な品物を、
責任持って丁寧に」を
心がけております。



遺品整理から、その先まで
Sunny GROUPにお任せください!

地域密着型企业です!

▶ 泉佐野市を中心に、地域の皆様のお悩み解決に努めています!

家屋の解体までお任せ!

▶ 専門の業者と提携
してサポートさせ
ていただきます!



不用品の買取にも対応!

▶ お片づけ後の不要
品の買取もお任せ
ください!



ぜひお気軽に
お問い合わせ
ください。

株式会社 Sunny GROUP
☎072-477-2049

お問い合わせは
こちら



ホームページは
こちらから



〒598-0021 大阪府泉佐野市日根野3726-1 営業時間 9:00~18:00/年中無休

■古物商許可番号 第622140197063号/遺品整理士IS23656号 ■遺品整理に際して出た不用品は、一般廃棄物収集運搬業許可を得ている企業と提携し、法令に則って処理しています。

郵便による戸籍に関する 証明書の請求方法について

戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)、戸籍附票、身分証明書等の証明書は、市民窓口課の窓口にお越しいただくほか、郵送によりご請求いただくことができます。

ご請求の際は、各請求書(市ホームページよりダウンロード可)に必要事項を記載のうえ、下記種類を添えて、市民窓口課あてにご請求ください。

※令和6年3月1日より戸籍の広域交付が開始されました。

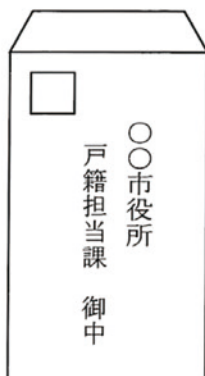
戸籍謄本・除籍謄本については、全国の市区町村窓口で取得できます。

詳しくは、市民窓口課または最寄りの市区町村窓口へご連絡ください。



送料

- 普通郵便 110円
- 速達 410円(速達料300円+普通郵便110円)



河内長野市役所市民窓口課
〒586-8501
河内長野市原町1丁目1番1号
☎0721-53-1111

戸籍に関する証明書の請求書

請求者	住所	〒 ー			
	氏名	※氏名は自署してください。 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日			
	昼間の連絡先	自宅・携帯 勤務先() ー ー			
	証明が必要な方との続柄	本人・夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母・その他()			
必要とする戸籍	本籍 ※町名・番地まで記入してください	大阪府河内長野市			
	筆頭者の氏名 ※亡くなっても変わりません	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
	証明が必要な人	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ ※異なる場合は下記に記入	生年月日		
	※抄本や身分証明書の場合は必要な方の名前		明・大・昭・平・令 年 月 日		
	必要とする書類		手数料 ※	部数	金額
	戸籍全部事項証明(戸籍謄本)		1通 450円	通	円
	戸籍個人事項証明(戸籍抄本)		1通 450円	通	円
	除籍全部事項証明(除籍謄本)		1通 750円	通	円
	改製原戸籍謄本		1通 750円	通	円
	戸籍の附票(本籍入り・本籍無し)(全員・個人) ←それぞれ○を付けて下さい		1通 300円	通	円
	身分証明書(2事項)[破産及び成年被後見人]		1通 600円	通	円
	身分証明書(1事項)[破産・成年被後見人] ←いずれか○を付けて下さい		1通 300円	通	円
	独身証明書		1通 300円	通	円
	その他()			通	円
		合計	通	円	
		同封した定額小為替の合計		円	
申請理由 (申請者との関係・申請理由を証明するものの提示を求める場合があります) <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用目的 (具体例: 相続、保険、裁判、免許等申請、パスポート申請※※など)や提出先 ※※パスポート申請には戸籍謄本が必要です。 ・ 戸籍届出の状況(最近2週間以内に届出があった場合は、記入してください) <p>平成・令和 年 月 日 市・区・町・村へ届出(出生・死亡・婚姻・離婚・その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡による相続の場合 (必要な証明を次から選択してください) <p><input type="checkbox"/> 出生から死亡まで <input type="checkbox"/> 死亡記載のみ <input type="checkbox"/> その他 (どなたの) (どなたの) (具体的に:)</p> <p>附票請求の場合は下記もご記入ください。</p> <p>「 _____ 」から</p> <p>「 _____ 」までの住所が記載されているもの</p>					

※手数料は河内長野市での金額です。他市町村では異なる場合がございますので、事前にご確認ください。

この請求書のほかに必要な書類

- 返信用封筒(110円切手貼付・宛名記入) 本人確認書類(免許証・マイナンバーカードなど)のコピー
- 手数料(定額小為替: 郵便局で販売しています)

(注) 代理人申請の場合は、別途委任状の添付が必要です。

相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のおりに相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
※原則として、委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。

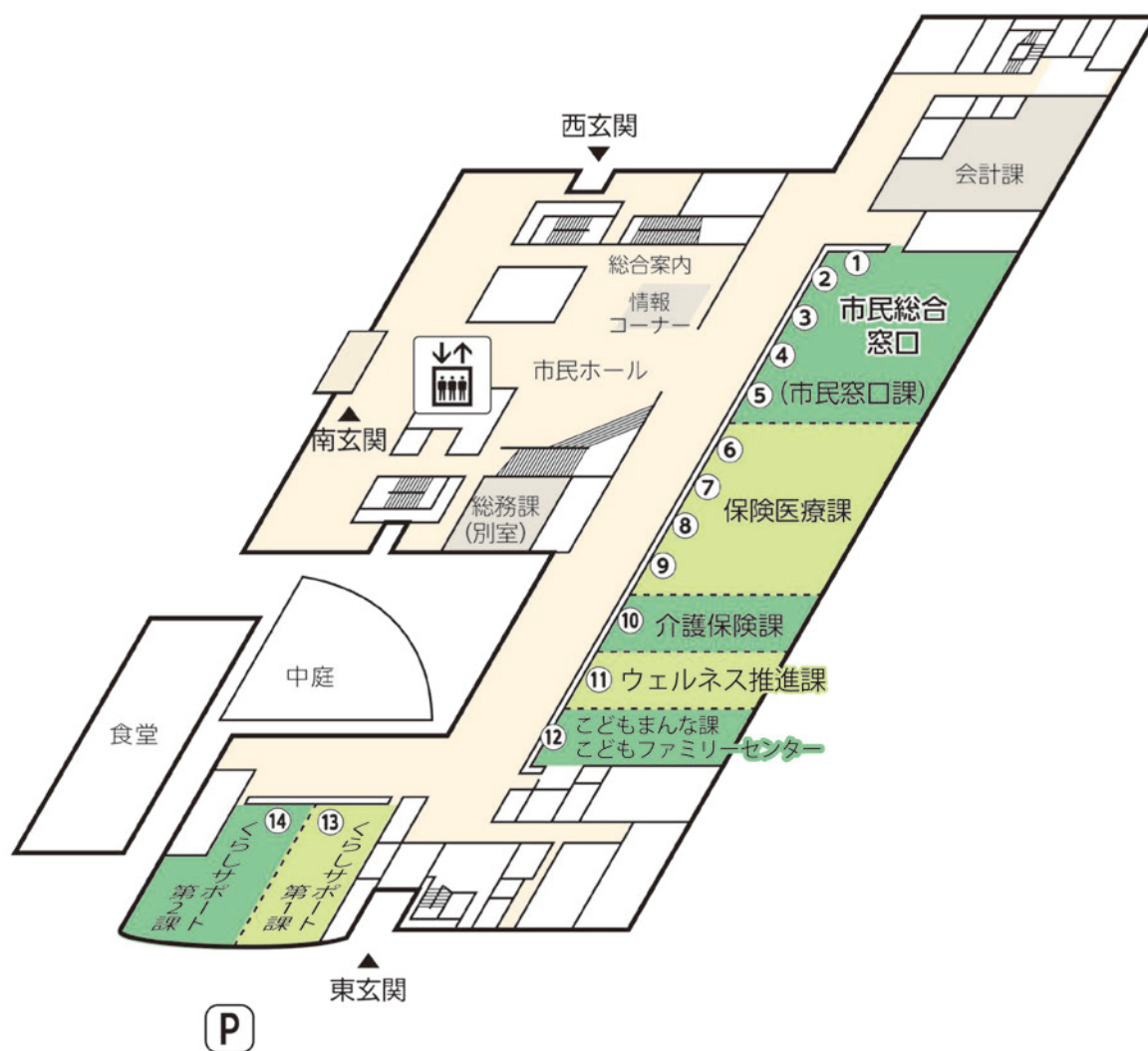
完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>)を加工して作成

フロアマップ (令和7年4月現在)



ご遺族サポート窓口のご案内

「ご遺族サポート窓口」では、市役所の手続きについてご案内するとともに、申請書の作成をお手伝いするなど、必要な手続きを少しでもスムーズに行っていただけるようご案内いたします。

ご利用の方は、市役所1階市民窓口課④番窓口でお声かけください。

ご準備いただくもの

- 窓口に来られる方の本人確認書類
- 各手続きに必要なものは1ページのチェックリストに従って、各参照ページをご覧ください。(押印が必要となる場合があります)

河内長野市で相続に特化した税理士事務所

稲次啓介税理士事務所
INATSUGI KEISUKE Tax accountant Office

相続税、

そうぞくぜい

自分には「関係ない」と 思っていないませんか？

ご家族が亡くなった際、必ず発生するものが相続です。その中でも専門的で分かりにくい「相続税」にお困りの方が多くいらっしゃいます。税務の専門家として皆様が抱える問題に対して、速やかに解決策をご提案いたします。

「自分に関係ない」と思っているも、
様々な要素により税務署へ申告や納税が必要な可能性があります。

具体的には、財産から債務・葬儀費用を引いた金額が「基礎控除額」を超えると…税務署への申告が必要!

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

例 夫婦、子供2人の4人家族で、夫が亡くなった場合
3,000万円 + 600万円 × 3人 = 4,800万円

相続は「オーダーメイド」のものだから

弊所は、相続特化型税理士事務所として、河内長野の地を中心に様々なお客様へのサポートをさせていただいております。相続のご相談の内容については一件として同じものではありません。私たちはお客様に寄り添った「オーダーメイドサービス」並びに各分野の専門家との連携による「ワンストップサービス」をご提案いたします。私たちは『信頼』を大切にこれからも皆様の頼れるパートナーであるために精進いたします。



代表
稲次 啓介

まずはお気軽にご相談ください



〒586-0009 河内長野市木戸西町2-1-23
千代田セントラルビル3F

営業時間 9:00~16:00 定休日 土曜日、日曜日

祝日でもご相談
頂ければ対応して
おります。

TEL

0721-22-5440

FAX 0721-21-6474 E-mail info@inazei.biz

<https://inazei.biz//>

稲次啓介税理士事務所

検索



近畿税理士会富田林支部所属：102797

相談
無料

お葬式の
後も

サービスグループに 全てお任せください

当社をご利用されたことがない方でも、お気軽にご相談ください。

経験豊富なスタッフが、誠心誠意、対応させていただきます。

ご提案させていただきます



役所手続き



各種役所の手続きを安心して進められるようアドバイス

法事・法要



満中陰・四十九日・初盆・一周忌・年忌法要の準備

仏壇・仏具



ご購入はサービスグループが安心

お香典返し 粗供養



メイプルタウンや有名百貨店の商品をご案内

お墓 永代供養



墓じまいのご相談も安心・丁寧にサポート

相続相談



財産、遺言書等の確認
相続税の申告、納付など

家の片付け 遺品整理



心の整理とともに安心のサポートをご提供

不動産 リフォーム



サービスグループが信頼できる委託先をご紹介します

どこから手をつけたら良いか、迷っていませんか？

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。専門家があなたをサポートします。

ご連絡の際に「おくやみハンドブックを見ました」とお伝えください

仏事サポート

☎ 0120-270-253



堺市北区百舌鳥梅北町5-243 お電話受付時間 9時~18時(日曜定休)

株式会社サービスグループ 堺市堺区市之町東5丁2-7

一般廃棄物の収集・運搬は、自治体の法令等を遵守して行なっております。



総合葬儀会館 メモリアルホール

～ 家族葬から一般葬・社葬まで ～

総合葬儀会館
メモリアルホール

家族葬空間
Family Memorial

新しい人に贈られる
マイホーム葬

南大阪を
中心に
全20ホール

- 河内長野メモリアルホール
- 千代田メモリアルホール
- 富田林メモリアルホール
- マイホーム葬